

特許権設定登録通知書

特許料納付期限日

特許番号 第7575622号
登録日 令和 6年10月21日
出願番号 特願2023-564164
出願日 令和 4年 4月19日
請求項の数 32
納付年分 第 3年分まで
納付金額 41,700円
納付日 令和 6年10月17日

納付年分	納付期限日
第 4年分	令和 9年(2027年)10月21日
第 5年分	令和10年(2028年)10月21日
第 6年分	令和11年(2029年)10月21日
第 7年分	令和12年(2030年)10月21日
第 8年分	令和13年(2031年)10月21日
第 9年分	令和14年(2032年)10月21日
第10年分	令和15年(2033年)10月21日
第11年分	令和16年(2034年)10月21日
第12年分	令和17年(2035年)10月21日
第13年分	令和18年(2036年)10月21日
第14年分	令和19年(2037年)10月21日
第15年分	令和20年(2038年)10月21日
第16年分	令和21年(2039年)10月21日
第17年分	令和22年(2040年)10月21日
第18年分	令和23年(2041年)10月21日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたる
ときは、その日の翌日が期間の末日と
なります。

重要

特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について、所定の特許料納付書を特許庁に提出する必要があります。
- ・なお、第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。
- ※ この通知を保管し、上記の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください）。
- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

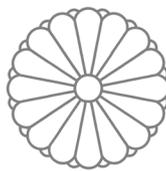
特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線2708



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第 7575622 号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

核燃料貯蔵用自動調整式地震抑制システム

特許権者
(PATENTEE)

アメリカ合衆国、ニュージャージー州、カムデン、ワン ホルテック ブルバード

国籍・地域 アメリカ合衆国

ホルテック インターナショナル

発明者
(INVENTOR)

シン、クリシュナ、ピー

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願 2023-564164

出願日
(FILING DATE)

令和 4 年 4 月 19 日 (April 19, 2022)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 6 年 10 月 21 日 (October 21, 2024)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 6 年 10 月 21 日 (October 21, 2024)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小野洋太

